

# おいしいた

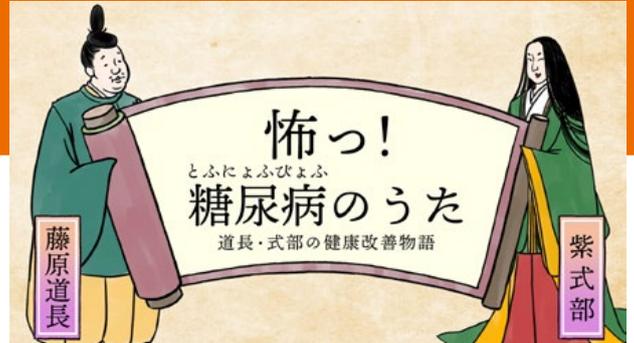
社内で回覧・掲示をお願いします。

## 藤原道長・紫式部と 糖尿病予防にトライ!

大分支部が令和4年度に実施した医療費分析の結果、大分支部の糖尿病に係る医療費は全国と比べ高く、特に糖尿病の加入者一人当たり通院医療費(年齢調整後※)は、**全国で4番目の高さ**であることがわかりました。

また、前出の医療費の年度ごとの推移を見ると、30～40歳代の上昇率が全国平均を上回っています。この結果を受け、大分支部では、糖尿病予防推進の取組の一環として**啓発動画を制作**しました！動画では、日本最古の糖尿病患者とされる藤原道長と、同時代を生きた紫式部の二人が短歌の掛け合いを通して糖尿病予防の大切さを伝えます！

※高齢化による医療費への影響を排除したもの



**動画は大分支部のYouTubeとInstagramで公開中!**

動画は全6本! (順次公開予定です)  
ぜひすべての動画をチェックしてみてくださいね!




YouTube Instagram

## 協会けんぽの各種申請は すべて郵送でお手続き可能 です!

従業員の皆様にも  
ご周知ください



協会けんぽの給付金等の各種申請は、**すべて郵送でお手続きいただくことが可能**です。  
窓口までお越しいただくお手間や、お待ちいただく必要のない郵送でのお手続きがおすすめです。  
※窓口までお越しいただいた場合も、郵送でお手続きいただいた場合も**申請書受付後の協会けんぽでの審査等の所要日数は変わりません。**

郵送でのお手続きの利用につきまして、事業主様からも従業員の皆様へのご周知をお願いします。

申請書のダウンロードは  
こちらから⇒

Q 協会けんぽ 申請書



令和5年1月からの新様式申請書の記入の  
ポイントをホームページで公開しています⇒

Q 協会けんぽ大分 (新様式) 申請書記入のポイント



封筒には、「郵便番号」と「宛名」を記入するだけで大分支部に郵便物が届きます!

〒870 - 8570

協会けんぽ大分支部

(住所は記入不要)

# 限度額適用認定証 をご存じですか？

健康保険には、同一の月に医療機関等で支払った医療費（入院時の食事代や差額ベッド代等は対象外）が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分が申請により払い戻される「高額療養費制度」があります。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を利用することで、医療機関等の窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

**例** 医療費総額が 1,000,000 円で、自己負担限度額の区分がエの場合



## 自己負担限度額について

自己負担限度額は、受診される方の年齢と、被保険者の方の標準報酬月額等により異なります。

### ◎70歳未満の方の自己負担限度額

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数回該当※1
区分ア（標準報酬月額 83 万円以上の方）	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
区分イ（標準報酬月額 53 万～79 万円の方）	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
区分ウ（標準報酬月額 28 万～50 万円の方）	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
区分エ（標準報酬月額 26 万円以下の方）	57,600 円	44,400 円
区分オ（低所得者〔市区町村民税の非課税者等〕）※2	35,400 円	24,600 円

※1 高額療養費の申請月以前の直近 1 年間に、同一世帯で高額療養費の支給を受けた月数の合計が 3 か月以上ある場合、4 か月目からは自己負担限度額が軽減されます。

※2 被保険者の方が市区町村民税の非課税者等である場合で、かつ、「区分ア」または「区分イ」に該当しない方です。

## 高額療養費の計算対象について

・70歳未満の方は、医療機関等の窓口で支払った自己負担額を次の①～④の項目順に区分し、1 か月単位(1日から末日まで)の自己負担額が 21,000 円以上のものが高額療養費の計算対象となります。

①受診者ごと ②医療機関ごと ③医科・歯科の種別ごと ④入院・通院の種別ごと  
(調剤薬局での自己負担額は、処方箋を発行した医療機関の自己負担額に含まれます)

・70～74 歳の方は、診療月ごとに支払った自己負担額がすべて計算対象となります。  
(70～74 歳の方の自己負担限度額等について、詳しくはホームページをご覧ください。)

🔍 協会けんぽ 限度額適用認定証



🔍 協会けんぽ 高額療養費

